

2020年5月14日

COVID-19 感染拡大に対する 2020 年度継続研修機会の特例措置

日本臨床動作学会 資格認定委員会・研修委員会

資格認定委員会 委員長 宮脇宏司

研 修 委 員 会 委員長 藤吉晴美

はじめに

現在の新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の感染拡大により、臨床動作法の研修に困難な事態が生じている。資格認定委員会及び研修委員会は、この事態について常任理事会に諮り、会員各位の健康と臨床動作法を学び研鑽を重ねる権利と利益を保全するため、2020 年度継続研修機会に関する特例措置を以下の様に設ける。

A. 2020 年度継続研修開催について

従前と同様に、研修実績として研修ポイントが付与される継続研修機会は、事前に資格認定委員会に対し研修計画が申請され認定されたものに限る。

ただし、

- ① 継続研修会の研修計画(企画)については、2020 年度に限り開催回数条件を解除する。
- ② 研修ポイントの付与については、各参加者の研修参加率を問わず実参加時間に対して付与するものとする。
なお、付与ポイント数の上限は従来通り 16 ポイントである。
- ③ 開催にあたっては、オンライン形式による研修を研修機会として認める。

B. オンライン研修について

これまでの一堂に会し参加者が直接対面して行われてきた研修会形式の代替として、オンライン研修を現状における研修形式として承認する。

オンライン研修については、「臨床動作法に関するオンライン研修ガイドライン」によって示されているので参照のこと。

C. 研修ポイント付与の停止

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本臨床動作学会会員へのお願い」が、本学会ウェブサイトにて 2020 年 4 月 19 日付会員へのお知らせで公示された。これに沿い、技法研修時の“講師を含む参加者間による直接手を添えての実技実習”について、2020 年度は当分の間、研修経験としての研修ポイント付与を原則停止する。

D. 特例措置の見直し

状況の推移により当学会は本特例措置の見直しを図ることがある。
見直しを行った場合は、その旨を学会ウェブサイトで公示する。